

## 第6回蒲生干潟自然再生施設検討部会議事要旨

日 時：平成21年10月9日（金）

午前10時30分から正午まで

会 場：宮城県自治会館2階 204会議室

協議事項

- (1) 第11回蒲生干潟自然再生協議会での意見内容について
- (2) 越波防止堤（導流堤海側）について
- (3) その他

### 1 開会

### 2 部会長挨拶

【上原部会長】

本日はお忙しいところ出席いただき、ありがとうございます。

2月10日に開催した第5回の検討部会では、「堆積砂除去」及び「越波防止堤計画について」などを議論し、その内容について、第11回自然再生協議会において報告したところである。

本日は、第11回自然再生協議会における意見内容のまとめと導流堤海側の越波防止堤について協議することとし、その内容を次回の協議会へ報告する予定である。

時間が限られているが、それぞれの立場から忌憚のない意見をお願いします。

### 3 協議事項（上原部会長が議長として進行）

（1）第11回蒲生干潟自然再生協議会での意見内容について

【事務局（自然保護課）】 資料-2について説明

【田中委員】

当該箇所は、潟奥に整備予定の越波防止堤と違い、川の流れや波が複雑に関係しており、外力の評価が難しいところであるので、段階的に効果を見ながら整備するという事で特に支障はない。

【竹丸委員】

海側の先端にある既存のコンクリートの導流堤との高さの関係はどうか。

【事務局（自然保護課）】

資料-2の4ページの図2-2に平面図があるが、その右下にあるのが、コンクリートの導流堤であり、今回整備するのが着色しているものである。コンクリートの導流堤と連続するものではない。また、高さについては、今回整備するもののほうが高く

なる。

**【竹丸委員】**

その場合、海から押し寄せてきた波によって、コンクリートの導流堤部分から砂が浸食されて干潟側に砂が持ち込まれることはないのか。

**【事務局（自然保護課）】**

平成19年度に実施した越波防止堤の試験施工での結果から、施設を回り込んで干潟に持ち込まれる砂を防止することも含めて施設延長を50mとしている。

ただし、この延長については、最終決定ではなく、施設整備後のモニタリング結果により、必要に応じて、延長の修正や部分的改良を考えていくこととしている。

**(2)越波防止堤（導流堤海側）について**

**【事務局（自然保護課）】 資料－3について説明**

**【上原部会長】**

工事開始前と完了後にモニタリングする位置はどこか。

**【事務局（自然保護課）】**

前回協議会時で示したが、試験施工時と同様に越波防止堤の河川側と港湾側で10m間隔で前後50m程度の横断測量を実施することを考えている。

**【伊藤委員（環境省）】**

砂浜部分の工事用道路による鳥類への影響について、竹丸委員の意見を伺いたい。

**【竹丸委員】**

工事の期間である11月から3月までは、鳥の繁殖期ではないので、大きな影響はないと思う。ただ、最近は見かけていないが、コクガンが来た場合は、河口部となるので、その際には影響があるかもしれない。

**【上原部会長】**

工事中にコクガンが飛来した場合は、様子を見ながら施工するなど配慮していただきたい。

**【郷右近委員】**

工事用道路のルートに植生のある部分は含まれるのか。

**【事務局（自然保護課）】**

施工業者が決定していないので、詳細なルートを確認することはできないが、波打ち際を想定している。

**【郷右近委員】**

導流堤先端部周辺に、砂浜の基本的な植生が回復してきているので、そういう箇所はなるべく通行しないようにしてほしい。

**【事務局（自然保護課）】**

植生のないところを通行するように努力するが、不明な点があった場合は、郷右近委員に相談することとする。

**【菊地委員】**

導流堤より河川側には出せないということであるが、過去に、導流堤の水門部分に、砂が持ち込まれ、埋まったことがある。

今回の施設で、導流堤海側の砂が持ち込まれて水門が埋まることは防げるのか。水理的にどうなのか。

**【事務局（自然保護課）】**

当該施設の形状を検討する際に、水理計算に基づいて検討することは、河川流、波、干満、常に変化する地形と様々な要素があり、不可能であることから、ある程度の形状を決め、試験施工により、砂の持込防止の効果を確認しているところである。施設の整備は、一度に整備してしまうと自然に対するインパクトが懸念されるので、段階的に施工することを考えている。

施設を整備することによって導流堤水門部が砂に埋まるのを防止できるのかという点については、施設を整備した後にモニタリングで確認することは可能かもしれないが、現時点では、不明である。

**【竹丸委員】**

資料6ページの③の写真にある既存石積は、水門が砂で埋まるのを防ぐのに大きな役割をしていると思うが、工事に伴い撤去するのか。

**【事務局（自然保護課）】**

資料4ページの図2-2に既存の石積と今回施工予定の越波防止堤が示されているが、既存の石積より高く丈夫なものを背後に整備することとなるので、現状よりは効果があると思われる。

なお、川側に出ている石積については、河川側は施工範囲外となるので、現状で残ることとなる。

**【上原部会長】**

越波防止堤川側の先端部分が載ることになる基盤は、コンクリート護岸などの既存施設

がなく、砂地に石が散乱しているような箇所であるが、浸食等の心配はないか。石材は、基盤部分から積み上げることになるのか。

**【事務局（自然保護課）】**

川側先端部の構造は、30年確率の波浪にも耐える重量である500kg/内外の石材を根固めも兼ねて積み上げることとしており、川側から浸食された場合、浸食箇所に根固めの石材が埋まることにより、赤い着色部分の本体を保護することとなる。根固め部分のある程度の変形を許容しているので、下から積み上げることは考えていない。

**【渥美委員】**

海岸側からの外力が実際にどのように作用するのは非常に難しい。実際に施工してみないとわからないところもあるので、今回施工したものの形状の維持も含めてモニタリングすることとなると思うが、既設構造物があり比較的安定していると思われる川側の部分と比較して、海側の部分は、砂が抜けることによる根固めの変位が生じやすいことが想定されるので、本体への影響を留意しておく必要があると思われる。

**【伊藤代理（仙台市）】**

導流堤の端部から施工範囲となるので、11月から3月までの施工期間中の現場の安全確保のために、導流堤を通行して海岸に行く利用者の通行を規制することもあると思うが現時点でどのように考えているのか。

導流堤上流側で通行を規制する方法もあると思うが、その場合干潟を横断する人が出ることが想定される。

**【事務局（自然保護課）】**

工事着手までの準備期間中に海岸利用者に工事期間や工事範囲について看板等によって周知したいと思う。また、地元の方たちを対象に、工事のお知らせのチラシを町内会で回覧していただくことも考えている。

また、導流堤は、河川施設であり、通行を前提としている施設ではないことや、河川管理者側で啓発看板を設置する予定であるので、現時点で、バリケード等で規制することは考えていない。

**【上原部会長】**

工事中、干潟に入って通行する人がいた場合どうするのか。

**【事務局（自然保護課）】**

気付いた人がなるべく通行しないようお願いしていくこととなると思う。

**【上原部会長】**

現在、施工箇所の陸上部に置かれている仮設石積み堤の撤去は、いつ実施するのか。この仮設石積み堤も砂の持ち込み防止効果があるので、これを工事中も利用するような段取

りで施工するのがよいと思う。

**【事務局（自然保護課）】**

撤去の時期は、越波防止堤を整備するときであるので、撤去した状態が長期間になることはない。また、現地及び施工状況を見ながら活用できるものは活用していきたい。

**【田中委員】**

昨日大きな台風があり、その際にどのような地形の変化が生じているのかという貴重なデータが取れると思う。

**【鈴木部会長代理】**

工期が3月以降に延期するようなことはあるのか。また、その場合の鳥への影響はどうか。

**【事務局（自然保護課）】**

予測できない事象が生じた場合は別であるが、現時点では3月以降に工期を延期することは考えていない。なお、工期が3月以降に延期となる際には、鳥の専門家の意見を聞きながら進めることとしたい。

**【郷右近委員】**

搬入される土砂や工事車両に付着している土砂によって、海浜植物以外の植物が持ち込まれることが懸念される。

**【事務局（自然保護課）】**

今回の工事では、他の箇所から搬入するのは、土砂ではなく石材であるので、大きな影響はないと思う。また、工事用車両の搬入の際には、キャタピラ一部に他箇所の土砂が多く付着していない状態で使用するよう配慮したい。

**(3) その他**

**【上原部会長】**

津波堤防の工事完了後の日和山脇の町内会で管理している土地の件についてであるが、工事前は、共有地であるものの誰でも車両の乗り入れ等で使わせていただけた。工事中は当然車両進入禁止となった。しかし、現在工事完了後も利用できない状況となっている。その辺の事情について教えて欲しい。

**【事務局（自然保護課）】**

当該箇所は、地元の方の共有地であり、現在、車止めが設置されている。それは、工事前までは、自由に利用されていたところであるが、マナーの悪い利用者もいるため、今後

も引き続き誰もが自由に利用できる状態として維持することができなくなり、事前に町内会の許可を得てから利用してもらうということになっているようである。

【伊藤委員】

補足すると、利用のルールを検討している管理計画検討部会では、松林から日和山までは、私道であり、一般の車両は進入できない状況であるので、日和山脇ではなく蒲生干潟の北側に港湾側で整備している駐車場を中心に利用する方向で考えている。

【竹丸委員】

日和山脇の共有地に車両を持ち込んでいるものの7割はサーファーである。当該地や乗馬クラブ跡地を仙台市で買い入れて公共性のある駐車場とするのはどうか。

【伊藤代理（仙台市）】

サーファーについては、海岸の利用が干潟側に限定されるものではないので、港湾側で整備する新しい駐車場を利用することで特に問題ないが、干潟で活動する人々にとっては、以前より、使い勝手が悪くなるということだと思う。

一般を対象とするのではなく自然再生事業に限って必要な施設であるという位置づけとなれば、駐車場に限らず、事業の中で用地を確保するということもあると思う。

【上原部会長】

このような利用施設に関することについては、管理計画検討部会での検討事項となるのか。

【事務局（自然保護課）】

自然再生協議会では、自然再生施設検討部会（運営事務局宮城県）が自然再生施設の計画及び整備、環境教育・市民参加検討部会（運営事務局仙台市）が環境教育・市民参加の取組みの計画の策定、管理計画検討部会（運営事務局環境省東北地方環境事務所）が利用のルールと必要な利用施設について検討することとなっている。

ただし、管理計画検討部会では、現在、利用の基本となる全体的な利用のルールについて検討しているところであり、利用施設について検討できる段階ではないと認識している。

【鈴木部会長代理】

駐車場等利用施設の整備は、自然再生事業ではできないという説明があったと思うがどうなのか。

【伊藤代理（仙台市）】

駐車場単独で自然再生事業で取組むことは難しいが、観察施設等が自然再生事業に必要な施設という位置づけになり、それに付帯する必要な施設となれば、駐車場を整備する可能性もあるのではないか。

【事務局（自然保護課）】

以前説明を行なったのは、自然再生施設であれば、自然再生施設検討部会で検討し宮城県が自然環境整備交付金を活用して整備することとなるが、駐車場や観察施設等の利用施設は、自然再生施設には位置づけられないので、宮城県で整備することができないということと具体的な施設の必要性や実施者について議論されていないのですぐに取り組めるものではないということであると思う。

【鈴木部会長代理】

利用の方法を検討し、自然再生協議会で必要な施設であるということとなれば、自然再生事業として利用施設を整備していくことも可能であるということなのか。

【事務局（自然保護課）】

整備実施者や管理の面で大きな問題があり、自然再生協議会の中で駐車場を整備して管理していくことは現実的ではないと思う。

【伊藤代理（仙台市）】

協議会で整備するのは確かに現実的ではないと思うが、協議会で必要性を十分整理した結果を行政側に公共性のある施設として整備管理を求めていくという方法はあると思う。

【鈴木部会長代理】

日和山付近に車両を駐車するためには、土地の管理者にお願いする方法と行政側に駐車場の公共性を提案し整備を要望する方法があるということとは理解した。

【上原部会長】

北側に整備される駐車場は、サーファーには特に支障がないものの、蒲生干潟を利用する人は遠くなるので不便である。日和山付近に駐車場を確保するのも難しいようである。鳥の観察施設に付帯する駐車場であれば整備の可能性があるようであるが、観察施設の整備はいつごろになるのか。

【事務局（自然保護課）】

観察施設については、現在全体の利用ルールを検討中であり、その後に個別に検討することとなった場合でも、駐車場と同様に、施設の必要性、整備する規模や場所、整備実施者、施設管理者等について検討することとなるので、すぐに施設を整備できる状況ではないと思う。

#### 4 事務局からの連絡事項

【事務局（自然保護課）】

今後の予定であるが、今回の部会で説明した導流堤海側の越波防止堤について11月7日

開催予定の協議会で報告し、その後、1月中旬頃に平成22年度に施工予定である木枠に石材が詰められている既存の越波防止堤を延長する港湾側の越波防止堤について部会を開催し、その内容について2月の協議会に報告することとしたいと考えている。

## 5 閉会

### 【鈴木部会長代理】

いろいろありがとうございました。越波防止堤も含めた自然再生施設の整備に当たっては、自然再生事業の順応的な管理が必要であるという意見が多かったので、そのように進めていきたいと考えている。また、駐車場や観察施設等の利用施設に関しては、再生施設検討部会で検討する内容ではないが、協議会の中で、よりよいものを作っていくために、忌憚のない意見をこれからもお願いしたい。